

令和2年6月9日

令和2年第2回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和元年度美浦村一般会計)
- 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計)
- 選挙第 1 号 美浦村選挙管理委員会委員の選挙について
- 議案第 1 号 村道路線の廃止について
- 議案第 2 号 村道路線の認定について
- 議案第 3 号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 美浦村税条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 10号 あっせんの申立てについて
- 議案第 11号 令和2年度美浦村一般会計補正予算(第2号)

報告第1号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和元年度美浦村一般会計の繰越明許費について、別紙計算書のとおり報告する。

令和2年6月9日提出

美浦村長 中 島 栄

令和元年度 美浦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
3	民生費	1 社会福祉費	円 45,415,000	円 45,415,000	円 625,500	円 12,615,000	円 32,174,500	円
4	衛生費	3 清掃費	94,401,000	94,401,000	91,015,000			3,386,000
5	農林水産業費	1 農業費	4,544,000	4,544,000		3,635,000		909,000
合 計			144,360,000	144,360,000	91,640,500	16,250,000	32,174,500	4,295,000

報告第2号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計の繰越明許費について、別紙計算書のとおり報告する。

令和2年6月9日提出

美浦村長 中 島 栄

令和元年度 美浦村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	村債	その他	
1 下水道費	2 下水道事業費	公共下水道事業	円 29,027,000	円 29,027,000	円	円 14,513,500	円 14,500,000	円 13,500	円
合 計			29,027,000	29,027,000		14,513,500	14,500,000	13,500	

選挙第1号

美浦村選挙管理委員会委員の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び同条第2項の規定に基づき、選挙管理委員4人、同補充員4人の選挙を行うものとする。

令和2年6月9日提出

美浦村議会議長 下村 宏

記

当選人

選挙管理委員

選挙管理委員補充員	補充順位
	1
	2
	3
	4

議案第 1 号

村道路線の廃止について

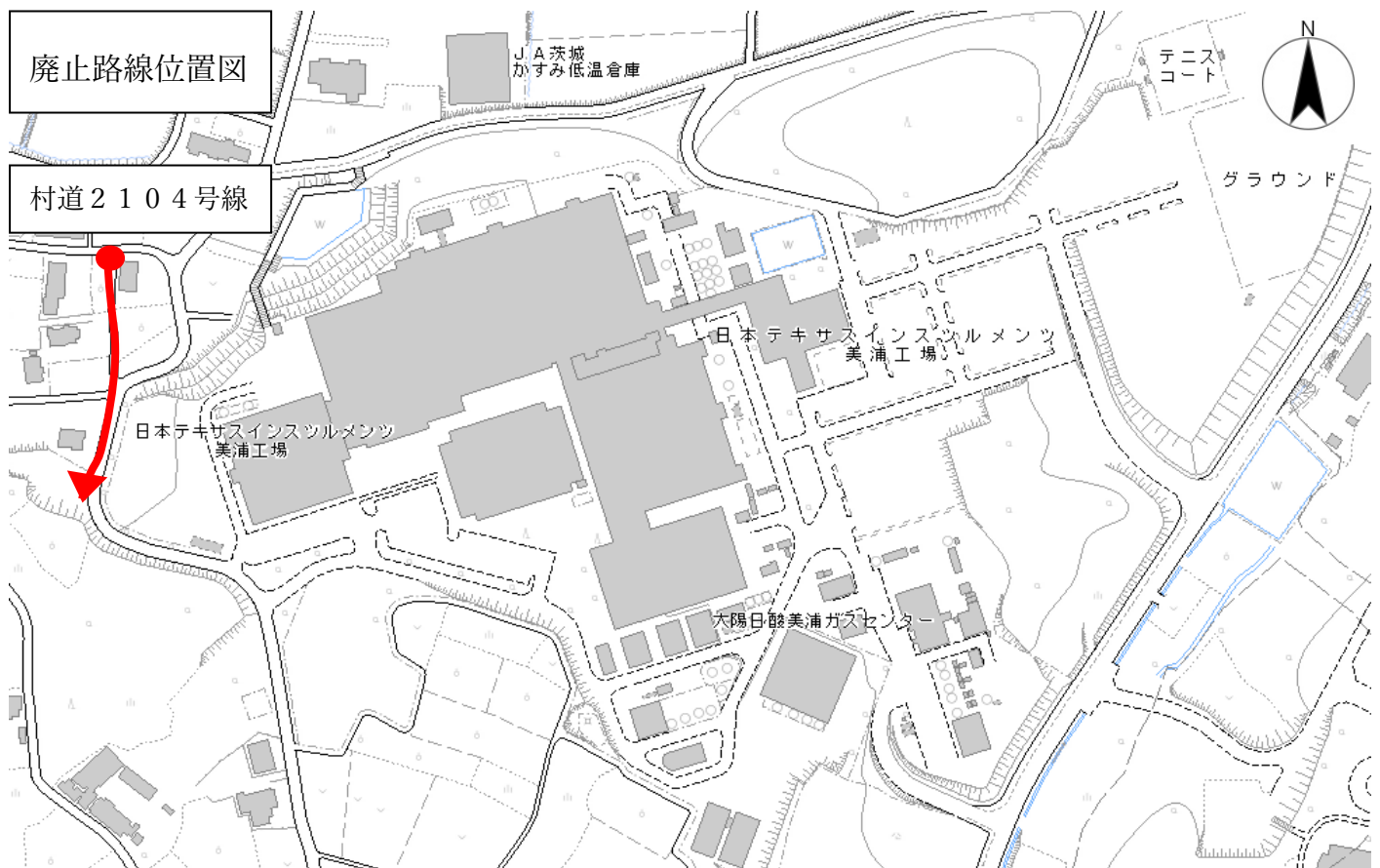
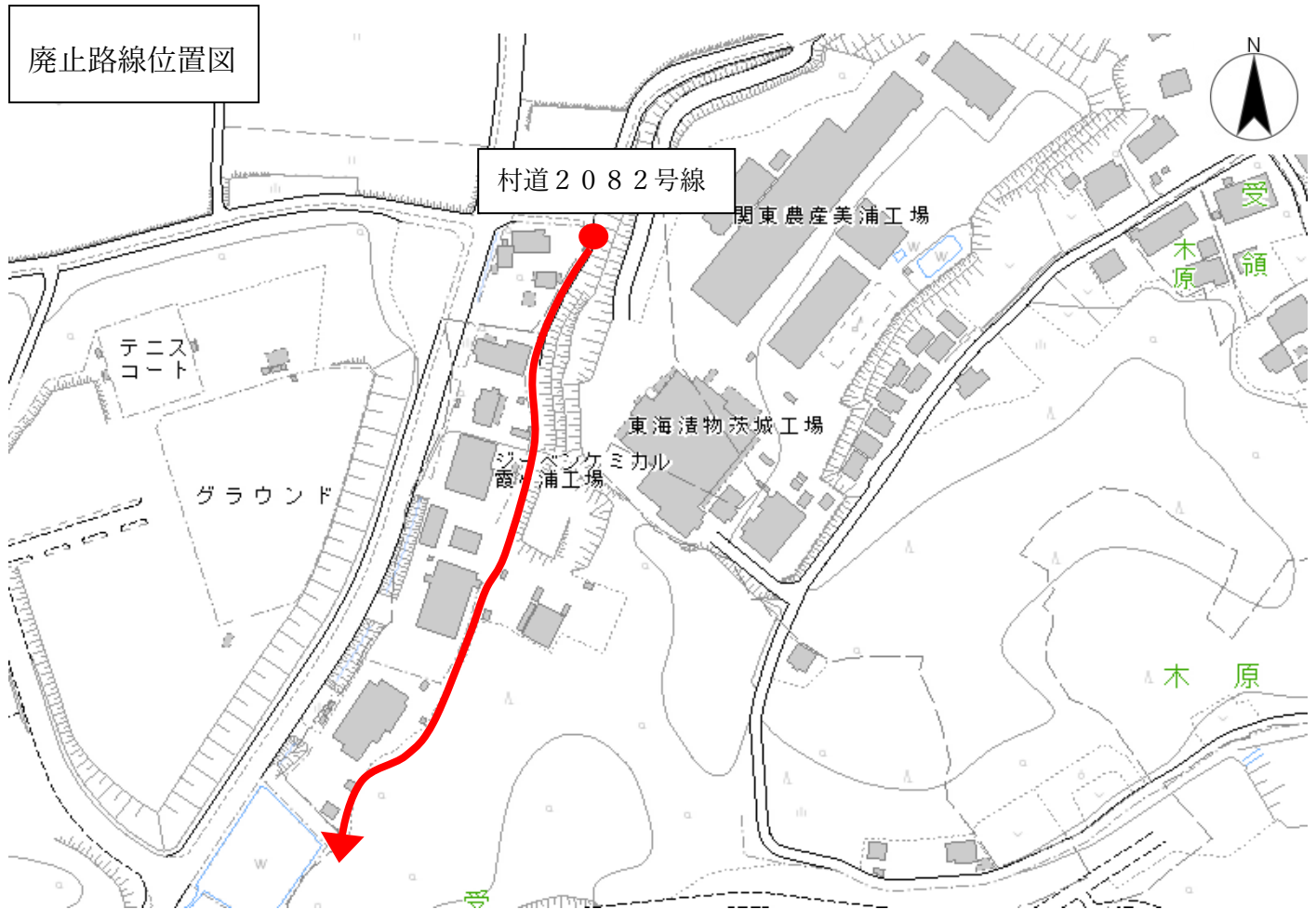
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により，美浦村道路線を下記のとおり廃止する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

村道路線の廃止

道路種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道 2082 号線	大字 木原 1342 番地 2 大字 大須賀津 1193 番地 1	280.4	1.50~2.50
3	村道 2104 号線	大字 木原 1492 番地 1 大字 木原 1490 番地 2	107.5	2.70



議案第 2 号

村道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により，美浦村道路線を下記のとおり認定する。

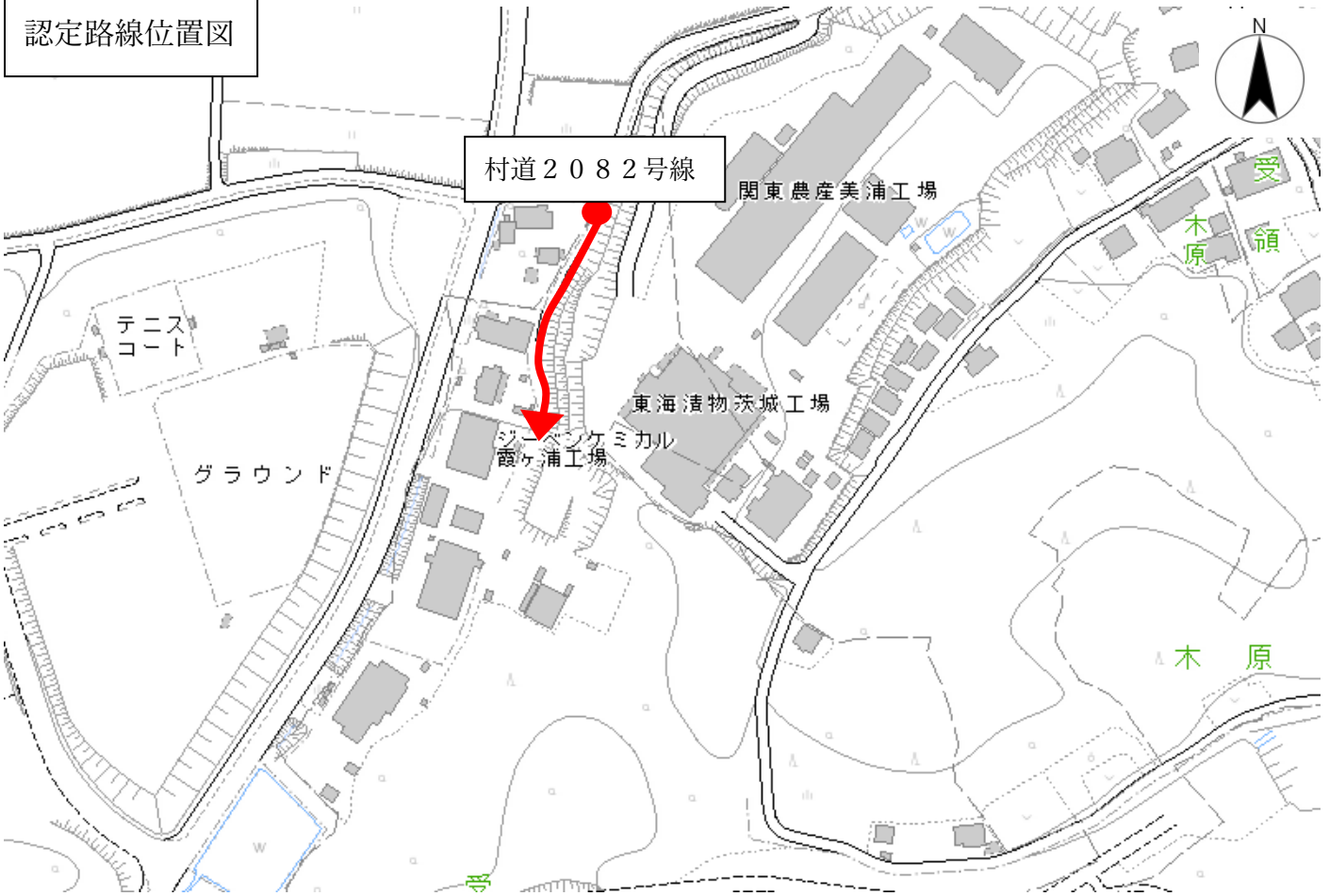
令和 2 年 6 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

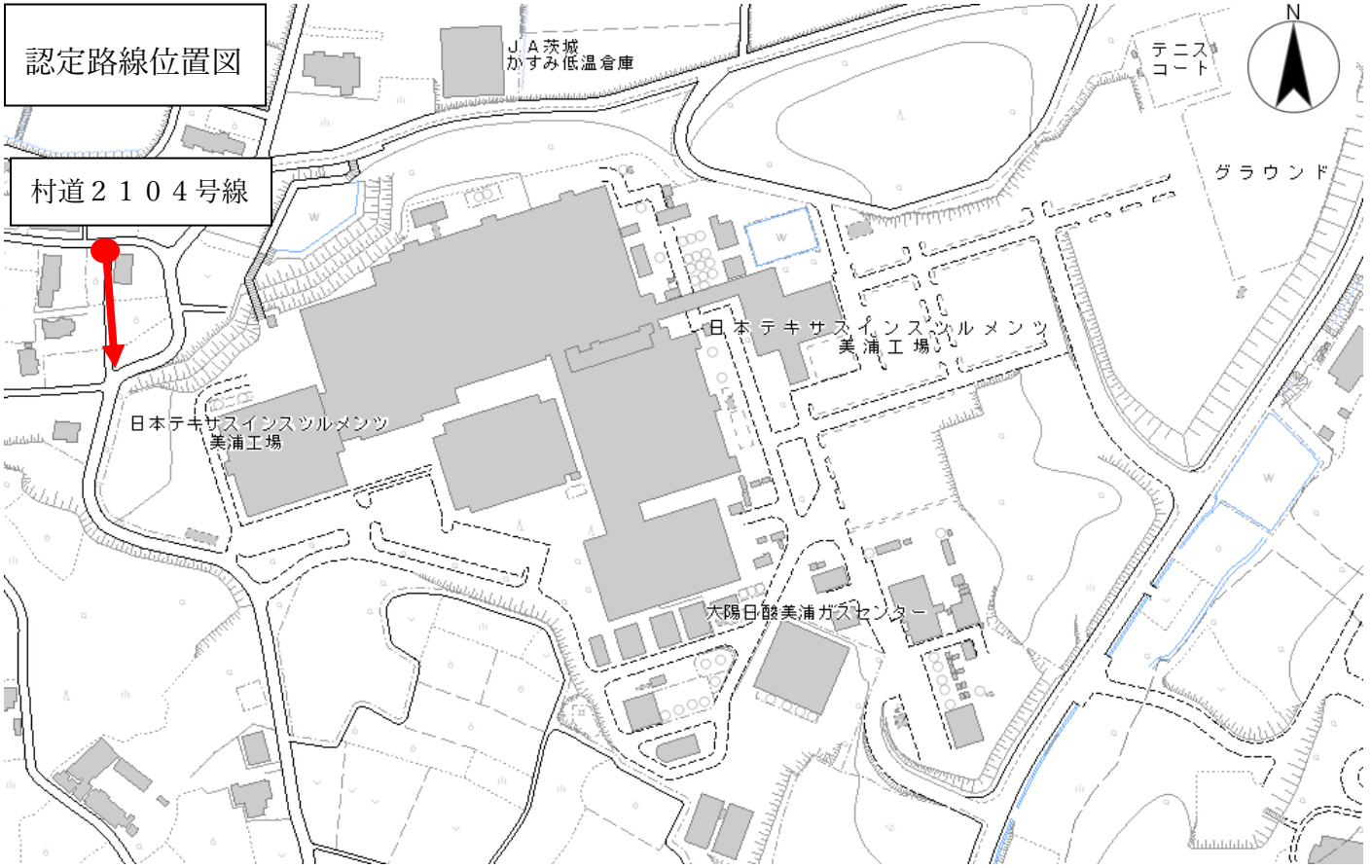
村道路線の認定

道路種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道 2082 号線	大字 木原 1342 番地 2 大字 受領 2178 番地 1	97.4	2.20~2.50
3	村道 2104 号線	大字 木原 1492 番地 1 大字 木原 1488 番地 1	65.9	2.70

認定路線位置図



認定路線位置図



議案第 3 号

美浦村部設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村部設置条例の一部を改正する条例

美浦村部設置条例（平成 2 2 年美浦村条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中テをトとし、ツをテとし、チをツとし、タの次に次のように加える。

チ 電気事業に関すること

第 2 条第 3 号ソを削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

議案第4号

美浦村税条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年6月9日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村税条例の一部を改正する条例

(美浦村税条例の一部改正)

第1条 美浦村税条例(昭和44年美浦村条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「, 第61条又は第62条」を、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「, 第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第15条の2中「平成32年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 美浦村税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、村長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第 5 号

美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

美浦村手数料徴収条例（平成 1 2 年美浦村条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 2 9 号を削り，第 3 0 号を第 2 9 号とし，第 3 1 号を第 3 0 号とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 6 号

美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

美浦村後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年美浦村条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 6 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は公布の日から施行し、改正後の条例第 2 条第 8 号の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日まで適用することとする。

議案第7号

美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年6月9日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険条例（昭和34年美浦村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「診療報酬の支払いの円滑化及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するため、」を「保険財政を健全に維持するため、」に改める。

附則第1項を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項を附則第2条とする。

附則第3項を附則第3条とし、同条に見出しとして「（美浦村国民健康保険条例の廃止）」を付し、附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る被用者特例傷病手当金）

第4条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限

る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金(以下「被用者特例傷病手当金」という。)を支給する。

2 被用者特例傷病手当金の額は、1日につき、被用者特例傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 被用者特例傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に係る被用者特例傷病手当金と給与等との調整)

第5条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、被用者特例傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは被用者特例傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が被用者特例傷病手当金の額より少ないときはその額と被用者特例傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により被用者特例傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により村が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4条から第6条までの規定は、被用者特例傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第8号

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年6月9日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

美浦村介護保険条例（平成12年美浦村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,920円とし、」を削り、「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「21,600円」を「17,280円」に改め、同条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「21,600円」を「17,280円」に、「36,000円」を「28,800円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「21,600円」を「17,280円」に、「41,760円」を「40,320円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の美浦村介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 9 号

美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村公営企業の設置等に関する条例（昭和 5 0 年美浦村条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「経済建設部に生活安全課」を「総務部に企画財政課」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

議案第10号

あっせんの申立てについて

次のとおりあっせんの申立てをしたいので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により，議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

美浦村長 中 島 栄

1. 申立先

東京都港区西新橋一丁目5番13号
原子力損害賠償紛争解決センター

2. 申立人

茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地
美浦村

3. 申立ての相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社

4. 申立ての趣旨

相手方は，平成25年3月31日までに発生した放射線対策に要した費用について，損害賠償金26,914,341円及びこれに対する平成23年3月11日から支払い済みまで民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金を申立人に支払うよう，あっせんを求めるものである。

ただし，申立前に相手方が当該額の一部を支払うことについて申立人

と合意した場合にあっては、当該額から当該合意した額を除いた額をもってあつせんを求めるものとする。

議案第11号

令和2年度美浦村一般会計補正予算（第2号）

令和2年度美浦村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,684千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,045,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出

美浦村長 中島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,961,262	10,425	1,971,687
	1 国庫負担金	341,424	999	342,423
	2 国庫補助金	1,616,099	9,426	1,625,525
16 県支出金		480,207	499	480,706
	1 県負担金	197,462	499	197,961
19 繰入金		274,599	21,172	295,771
	2 基金繰入金	274,594	21,172	295,766
21 諸収入		112,980	12,588	125,568
	5 雑入	101,511	12,588	114,099
歳入合計		8,000,806	44,684	8,045,490

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,259,995	10,953	2,270,948
	2 徴税費	156,426	1,935	158,361
	3 戸籍住民基本台帳費	71,682	9,018	80,700
3 民生費		1,882,632	3,424	1,886,056
	1 社会福祉費	1,223,449	1,282	1,224,731
	2 児童福祉費	658,883	2,142	661,025
4 衛生費		1,212,058	259	1,212,317
	3 清掃費	981,865	259	982,124
5 農林水産業費		355,974	132	356,106
	1 農業費	353,360	132	353,492
6 商工費		25,616	△1,600	24,016
	1 商工費	25,616	△1,600	24,016
8 消防費		295,147	14,022	309,169
	1 消防費	295,147	14,022	309,169
9 教育費		798,652	17,494	816,146
	3 中学校費	47,321	16,500	63,821
	5 社会教育費	171,744	173	171,917
	6 保健体育費	192,523	821	193,344
歳 出 合 計		8,000,806	44,684	8,045,490

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,961,262	10,425	1,971,687
16 県支出金	480,207	499	480,706
19 繰入金	274,599	21,172	295,771
21 諸収入	112,980	12,588	125,568
歳入合計	8,000,806	44,684	8,045,490

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	2,259,995	10,953	2,270,948	9,018			1,935
3 民生費	1,882,632	3,424	1,886,056	1,642			1,782
4 衛生費	1,212,058	259	1,212,317				259
5 農林水産業費	355,974	132	356,106				132
6 商工費	25,616	△1,600	24,016				△1,600
8 消防費	295,147	14,022	309,169	264		11,881	1,877
9 教育費	798,652	17,494	816,146			880	16,614
歳 出 合 計	8,000,806	44,684	8,045,490	10,924		12,761	20,999

2 歳 入
(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費国庫負担金	328,796	999	329,795
計	341,424	999	342,423

節		説明	
区分	金額		
3 児童福祉費負担金	999	10 子どものための教育・保育給付費負担金（保育）	999

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,553,530	9,018	1,562,548
2 民生費国庫補助金	29,891	144	30,035
4 土木費国庫補助金	28,811	264	29,075
計	1,616,099	9,426	1,625,525

1 総務管理費補助金	9,018	75 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍）	1,496
		76 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（住基）	2,525
		77 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍附票）	4,997
2 児童福祉費補助金	144	20 子ども・子育て支援事業交付金	144
1 土木費補助金	264	10 社会資本整備総合交付金（防災・安全）	264

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	191,149	499	191,648
計	197,462	499	197,961

3 児童福祉費負担金	499	10 子どものための教育・保育給付費負担金（保育）	499
------------	-----	---------------------------	-----

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

6 陸平基金繰入金	17,956	173	18,129
8 財政調整基金繰入金	144,872	20,999	165,871
計	274,594	21,172	295,766

1 陸平基金繰入金	173	5 陸平基金繰入金	173
1 財政調整基金繰入金	20,999	5 財政調整基金繰入金	20,999

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

1 消防団員退職報償金	1	11,881	11,882
3 雑入	46,040	707	46,747
計	101,511	12,588	114,099

1 消防団員退職報償金	11,881	5 消防団員退職報償金	11,881
7 雑入	707	194 学校臨時休業対策費補助金	707

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	50,369	1,935	52,304				1,935
計	156,426	1,935	158,361				1,935

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	71,682	9,018	80,700	9,018			
計	71,682	9,018	80,700	9,018			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

5 社会福祉施設費	4,943	1,282	6,225				1,282
計	1,223,449	1,282	1,224,731				1,282

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	106,934	1,998	108,932	1,498			500
4 児童館費	37,659	144	37,803	144			
計	658,883	2,142	661,025	1,642			500

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		2 税務事務費	1,935
1 報酬	1,468	1 報酬	1,468
		4 会計年度任用職員報酬	
		1 一般事務職員	
3 職員手当等	207	3 職員手当等	207
		9 期末手当	
		5 期末手当（会計年度任用職パートタイム）	
4 共済費	237	4 共済費	237
		6 社会保険料	
		5 社会保険料（会計年度任用職パートタイム）	
8 旅費	23	8 旅費	23
		1 費用弁償	
		1 費用弁償	

12 委託料	9,018	2 戸籍事務費	1,496
		12 委託料	1,496
		5 業務委託料	
		27 戸籍情報システム改修委託料	
		3 住民基本台帳事務費	7,522
		12 委託料	7,522
		5 業務委託料	
		10 住基システム改修委託料	2,525
		12 戸籍附票システム改修委託料	4,997

10 需用費	1,282	2 老人福祉センター管理運営費	770
		10 需用費	770
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	
		3 デイサービスセンター管理運営費	512
		10 需用費	512
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	

12 委託料	1,998	6 施設型給付事業費（保育認定）	1,998
		12 委託料	1,998
		5 業務委託料	
		8 施設型給付費（私立分）	
10 需用費	144	2 児童館管理費	144
		10 需用費	144
		1 消耗品費	
		1 消耗品費	

(款) 4 衛生費

(項) 3 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 塵芥処理費	921,167	259	921,426				259
計	981,865	259	982,124				259

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	67,126	132	67,258				132
計	353,360	132	353,492				132

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 観光費	2,802	△1,600	1,202				△1,600
計	25,616	△1,600	24,016				△1,600

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 非常備消防費	273,280	11,881	285,161			11,881	
4 災害対策費	17,251	2,141	19,392	264			1,877
計	295,147	14,022	309,169	264		11,881	1,877

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	29,238	16,500	45,738				16,500
計	47,321	16,500	63,821				16,500

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

3 文化財保護費	21,883	173	22,056			173	
計	171,744	173	171,917			173	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	259	3 塵芥処理事業費 259 12 委託料 259 5 業務委託料 2 ゴミ収集委託料

12 委託料	132	3 農業経営対策事業費 132 12 委託料 132 5 業務委託料 15 有害鳥獣駆除委託料
--------	-----	--

18 負担金補助及び交付金	△1,600	2 観光振興事業費 △1,600 18 負担金補助及び交付金 △1,600 10 補助金 2 木原城山まつり実行委員会
---------------	--------	--

7 報償費	11,881	2 消防団運営費 11,881 7 報償費 11,881 1 報償金 1 報奨金
18 負担金補助及び交付金	2,141	3 災害対策事業費 2,141 18 負担金補助及び交付金 2,141 5 負担金 137 16 被災者生活再建支援システム維持管理負担金 10 補助金 2,004 15 被災住宅復旧緊急支援事業補助金

16 公有財産購入費	16,500	5 中学校施設管理費 16,500 16 公有財産購入費 16,500 1 公有財産購入費 1 土地購入費
------------	--------	--

14 工事請負費	173	2 文化財施設管理費 173 14 工事請負費 173 1 土木工事 4 車止め設置工事
----------	-----	---

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 学校給食費	132,311	821	133,132			707	114
計	192,523	821	193,344			707	114

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		11 学校給食運営事業費 821
18 負担金補助及び交付金	821	18 負担金補助及び交付金 821
		10 補助金
		1 学校臨時休業給食食材費補助金

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	2		13,920	4,537 (3.4)			1,931	20,388	2,343	22,731	
	議 員	12	41,784		13,615 (3.4)				55,399	15,590	70,989	
	その他の 特別職	669	27,676						27,676		27,676	
	計	683	69,460	13,920	18,152			1,931	103,463	17,933	121,396	
補正前	長 等	2		13,920	4,537 (3.4)			1,931	20,388	2,343	22,731	
	議 員	12	41,784		13,615 (3.4)				55,399	15,590	70,989	
	その他の 特別職	669	27,676						27,676		27,676	
	計	683	69,460	13,920	18,152			1,931	103,463	17,933	121,396	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職											
	計											

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(<u>74</u>) 171	75,896	603,727	380,955	1,060,578	190,642	1,251,220	
補正前	(<u>74</u>) 171	74,428	603,727	380,748	1,058,903	190,405	1,249,308	
比較	(<u> </u>)	1,468		207	1,675	237	1,912	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補正後	11,334	4,944	9,835		30,350	1,074	14,040	138,309	92,830	78,239	
	補正前	11,334	4,944	9,835		30,350	1,074	14,040	138,102	92,830	78,239	
	比較								207			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(<u>2</u>) 139		527,375	349,423	876,798	161,755	1,038,553	
補正前	(<u>2</u>) 139		527,375	349,423	876,798	161,755	1,038,553	
比較	(<u> </u>)							

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補正後	11,334	4,944	8,490		28,920	1,074	14,040	119,084	92,830	68,707	
	補正前	11,334	4,944	8,490		28,920	1,074	14,040	119,084	92,830	68,707	
	比較											

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>72</u> 32)	75,896	76,352	31,532	183,780	28,887	212,667	
補 正 前	(<u>72</u> 32)	74,428	76,352	31,325	182,105	28,650	210,755	
比 較	(<u> </u>)	1,468		207	1,675	237	1,912	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,345		1,430			19,225		9,532	
	補 正 前			1,345		1,430			19,018		9,532	
	比 較								207			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考	
給 料		会計年度任用職員制度導入に伴う増加分	会計年度任用職員		
		給与改定に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.10 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %	
		昇給に伴う増減分	一般行政職 技能労務職		
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 其他 計 補正後 141 人 人 141 人 補正前 141 人 人 141 人 増 減 人 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人	
職 員 手 当	207	会計年度任用職員制度導入に伴う増加分	207	通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 退職手当	207
		制度改正に伴う増減分		住居手当 勤勉手当	
		その他の増減分		扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和2年6月1日現在	平均給料月額	321,406	313,143
	平均給与月額	359,864	318,586
	平均年令	41歳 9月	54歳 9月
令和2年5月1日現在	平均給料月額	321,949	313,143
	平均給与月額	347,271	318,586
	平均年令	41歳 8月	54歳 8月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高 校 卒	154,900	152,700	150,600	147,900
大 学 卒	182,200	-	182,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和2年6月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 6	() 85.7%
	6	() 13	() 11.1%	3	() 1	() 14.3%
	5	() 14	() 12.0%	2	()	()
	4	() 32	() 27.4%	1	()	()
	3	() 24	() 20.5%			
	2	() 21	() 17.9%			
	1	() 9	() 7.7%			
	計	() 117	() 100.0%	計	() 7	() 100.0%
令和2年5月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 6	() 85.7%
	6	() 13	() 11.1%	3	() 1	() 14.3%
	5	() 14	() 12.0%	2	()	()
	4	() 32	() 27.4%	1	()	()
	3	() 24	() 20.5%			
	2	() 21	() 17.9%			
	1	() 9	() 7.7%			
	計	() 117	() 100.0%	計	() 7	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長及び次長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	131	117	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	131	117	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	
補正前	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	
国の制度	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{1.175}{2.25}$	$\frac{2.35}{4.5}$	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	